

軽四トラックによる剪定枝戸別回収 利用マニュアル

1 はじめに

(1) 軽四トラックによる剪定枝戸別回収とは

剪定枝を自ら処理施設へ持ち込むことが困難な方に対し、屋敷林管理の負担を軽減し、美しい散居景観の維持保全を図ることを目的とした事業です。

(2) 事業内容

個人で剪定した屋敷林の剪定枝を、ご自宅まで回収に伺います。

2 実施要領

(1) 回収できるもの

個人で剪定した屋敷林の剪定枝で、長さ 2m 以内かつ太さ 15cm 以内のもの
※砺波市内の空き家も対象となります。

(2) 回収できないもの

- ・業者が剪定した枝
- ・ウルシ、バラ、ユズ等安全に作業することに支障がある樹種
- ・竹、笹等堆肥化に適さない樹種
- ・落ち葉だけのもの
- ・袋やビニール紐等の異物

(3) 利用料金

- ア 申込日において本市に住所を有し、利用者を含む全員が65歳以上の高齢者世帯
→3,000 円／回
イ 上記ア以外の世帯
→6,000 円／回

(4) 回収量

1 回につき軽四トラック 1 台分程度
※申込みの時点で回収量を決定します。

(5) 回収期間

4～7月、10～11月、翌年3月の火～金曜（祝日を除く）

(6) 回収方法等

- ア 回収日 利用者が砺波市シルバー人材センターと協議の上決定するものとします。
イ 回収場所 敷地内で軽四トラックが横付けできる場所 1 か所を原則とします。

(7) 利用中止の報告

利用を中止する場合は、速やかに砺波市シルバー人材センターに報告してください。

(8) 利用承諾の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、利用の承諾を取り消すことがあります。

- ア 虚偽その他の不正行為によって、利用の承諾を受けていたことが判明したとき。
イ 利用中止の報告がないまま、長期不在の状況となったとき。
ウ 上記ア、イのほか、砺波市シルバー人材センターが取消することが適当と認めるとき。
※上記ア～ウにより利用の承諾が取消しになった場合、既納の利用料金は返還しません。

3 申込みから回収までの流れ

(1) 申込み・料金の支払い

回収を希望する日の1週間前までに、砺波市シルバー人材センターに「軽四トラックによる剪定枝戸別回収申込書」を提出し、利用料金をお支払いください。この時に、利用者と砺波市シルバー人材センターで相談の上回収日を決定します。

※2回目以降のご利用の場合は電話（☎0763-33-4341）でも申込みができます。

(2) 回収

砺波市シルバー人材センターが、ご自宅へ剪定枝の回収に伺います。

※剪定枝は、回収日までに敷地内で軽四トラックが横付けできる場所1か所にまとめておい
てください。

※剪定枝回収までは、シート等をかけ乾いた状態になるようにしておいてください。